監理団体の業務の運営に関する規程

事業所名 技能者支援事業協同組合

第1 目的

この規定は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令(以下「技能実習関係法令」という。)に基づいて、本事業所において 監理事業を行うに当たって必要な事項について、規程として定めるものです。

第2 求人

1 本事業所は、(取扱職種の範囲等)の技能実習に関するもの限り、いかなる求人の申 込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、 労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認める場 合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを 受理しません。

- 2 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等(団体監理型実習実施者又は団体監理型 実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。)又はその代理人の方が直接来所され て、所定の求人票によりお申込みください。なお、直接来所できないときは、郵便、 電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ 書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施につ いて緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示 ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により 明示してください。
- 4 求人受付の際には、監理費(職業紹介費)を、別表の監理費表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返しいたしません。

第3 求職

1 本事業所は、(取扱職種の範囲等)の技能実習に関する限り、いかなる求職の申込み についてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しません。

2 求職申込みは、団体監理型技能実習生等(団体監理型技能実習生又は団体監理型技 能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。)又はその代理人(外国の送出機関から 求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出機関)から、所定の求人票により お申込みください。郵便、電話、ファックス又は電子メールで差し支えありません。

第4 技能実習に関する職業紹介

- 1 団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 団体監理型実習実施者等の方には、その御希望に適合する団体監理型技能実習生等 を極力お世話いたします。
- 3 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 団体監理型技能実習生等の方を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、紹介 状を発行します。その紹介状を持参して団体監理型実習実施者等との面接を行っていた だきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労をとります。
- 6 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をいたしません。7 就職が決定しましたら求人された方から監理費(職業紹介費)を、別表の監理費表に

第5 団体監理型技能実習の実施に関する監理

基づき申し受けます。

- 1 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法(団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法)によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行います。
- 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認(団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認)を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行います。

- 3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしません。
- 4 第一号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、 入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させません。
- 5 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体 監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第 52 条第8号イから ハに規定する観点から指導を行います。
- 6 技能実習生の帰国旅費(第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。)を負担するとと もに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。
- 7 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしません。
- 8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置が 講じます。
- 9 本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便 利な場所に、本規程を掲示します。
- 10 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行います。
- 11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

第6 監理責任者

- 1 本事業所の監理責任者は、河合正平です。
- 2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。
 - (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備
 - (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導 及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
 - (3) 団体監理型技能実習生の保護
 - (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
 - (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること
 - (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

第7 監理費の徴収

1 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。

2 監理費(職業紹介費)は、団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時 以降に当該団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用 関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用(募集及び選抜に要する人件費、交通 費、外国の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る。)の額を超えない額とします。

3 監理費(講習費)は、入国前講習に要する費用にあっては入国前講習の開始日以降 に、入国後講習に要する費用にあっては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実 施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用(監理団体が 支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生 に支給する手当その他の実費に限る。)の額を超えない額とします。

4 監理費(監査指導費)は、入団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用(団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。)の額を超えない額とします。

5 監理費(その他諸経費)は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者 等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用(実費に 限る。)の額を超えない額とします。

第8 その他

- 1 本事業所は、国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所掌する もの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理 型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があった場合には、迅速に、適 切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告をしてください。また、技能実習に関する職業紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告をしてください。
- 3 本事業所は、団体監理型技能実習生等の方又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由とし

て差別的な取扱いは一切いたしません。

- 5 本事業所の取扱職種の範囲等は、全職種です。
- 6 本事業所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりですが、本事業所の業務は、全 て技能実習関係法令に基づいて運営されますので、御不審の点は係員に詳しくお尋ねく ださい。

附則

この規約は令和 1年 4月 1日から施行する。令和 7年 3月 1日一部改訂(2025年 3月 1日一部改訂)

2025年 8月現在 技能者支援事業協同組合

1 確定費用についての概算であり、変動要素あるものについては実費となります。

現地面接諸経費・実習生の入出国航空券・国内交通費等

2 制度上監查 4回/年・1号訪問指導 1回/月

職業紹介費

項目/内容	内容	費用	請求日
職業紹介費	求人時1人あたり	200,000 (税別)	入社誓約時

講習費

現地採用面接	航空運賃	実費	-
関連費用	国内外宿泊•交通費等		
入国前邦外法定講習費	送出機関実施	20,000	入国時
	1人あたり		
入国渡航費用	航空運賃・出国税	実費	在留資格認定書交付時
	空港使用料等 1人あたり		
国内移動費用	国内移動交通費	実費	入国時
	空港~講習施設~実習先		
(入国条件対応)	隔離施設費用等	_	入国月
集合講習費用	176時間講習	85,000	入国月
	講師・教材費等	(税別)	
法的保護講習	法的保護講習	20,000	入国月
	1講習・人数割り	(税別)	
講習手当	実習生生活費	60,000	入国月
健康診断費用	義務	10,000	入国時
兼 入社時提出	入社時提出	(税別)	
実習生総合保険	加入義務あり	22,010	入国時
	3年間分		

監査指導費

監理費	実習生指導管理費	30,000	月額
	監查•訪問指導等報告書作成•提出	(税別)	
送出機関監理費	送出機関へ	5,000	月額
	生活指導費用等		
定期監査	監査指導料 4回/年	実費	
巡回指導費用	巡回指導料 1号 12回/年		

その他諸経費

11.772.0	// Ata 3 ## 4 C	10.000	± >2 n±
出資金	組合加入費 1口	10,000	申込時
	脱会時返金		
賦課金	実習生事業運営費	12,000	申込時
	/年間		年1回11月
JITCO賛助会費	申請書類等取次費用 年会費	75,000	申込時
	(在留資格・認定交付等)		年1回7月
技能検定受験料	各種基礎級 2号移行時	実費	1 🗆
(基礎級)			
実習実施計画書	1年目 1号・2号移行時	40,000	1 🗆
認定申請			
在留資格更新費用	5,500×20	11,000	1 🗆
	印紙代		
在留資格更新費用		実費	1 🗆
	納税証明代		
国民健康保険	講習機関国民保険料	実費	1 🗆
	自治体、年齢により1,500~1,700円		
技能検定受験料	各種専門級 随時3級移行時	実費	1 🛛
(専門級)			
試験同行費用	1号教育費用等	実費相当	月額
	1 • 2号時各1回		1 • 2号時各1回
国内移動費用	国内移動交通費	実費	帰国時
	1名あたり		
渡航費用	航空運賃・出国税等・入管手続き等	実費	帰国時
	1名あたり		